

運行計画ルート等に関する 関係機関協議の経過報告

1. 交通管理者との協議

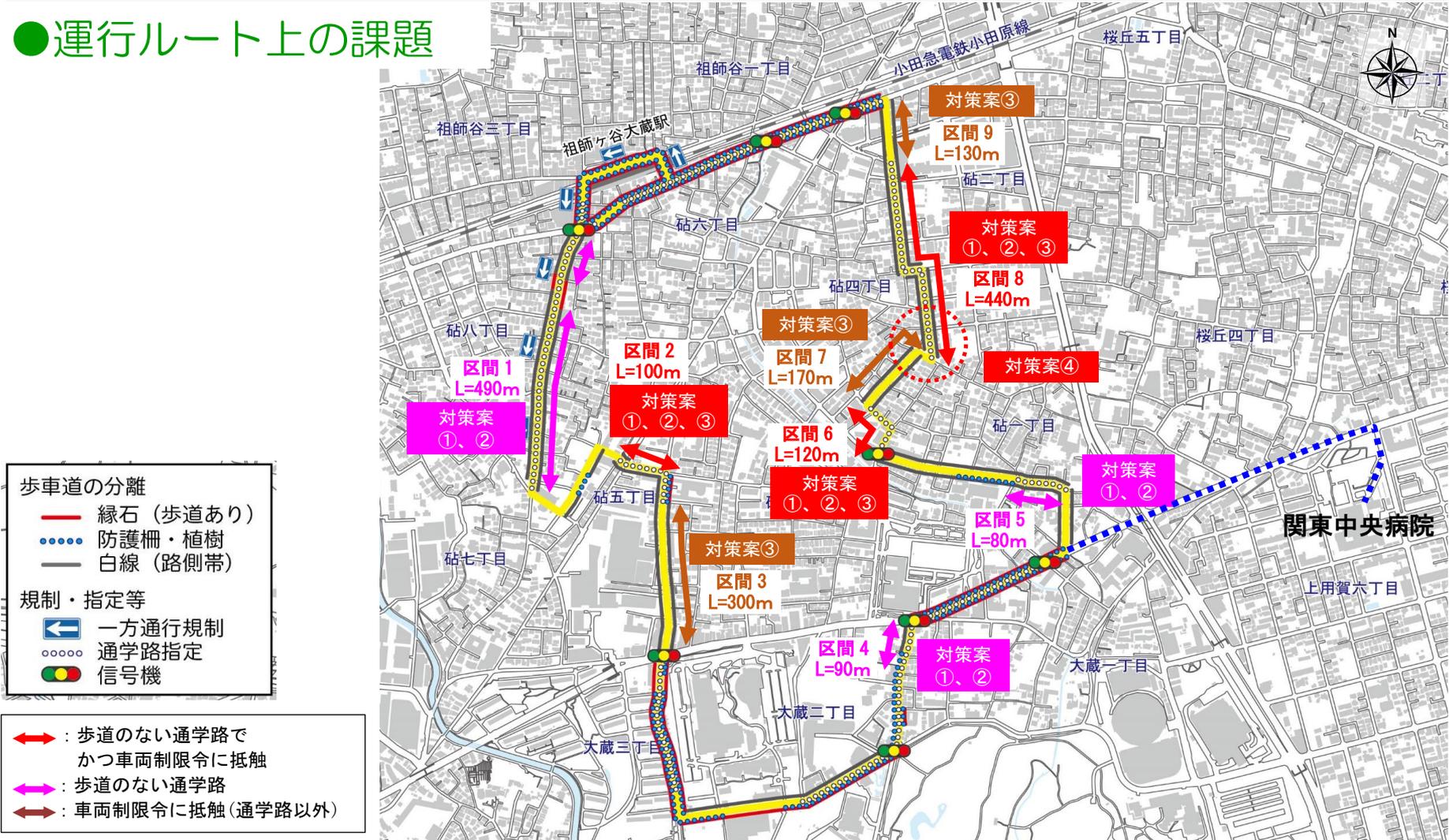
協議日時

協議先	日時	主な内容
警視庁	平成30年6月5日（火） 14:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区の公共交通不便地域対策について 砧地区での取組みについて
	平成30年7月19日（木） 9:15～10:30	<ul style="list-style-type: none"> 運行ルートの特徴等について
	平成30年9月20日（木） 9:15～10:15	<ul style="list-style-type: none"> 運行ルート、停留所(案)の説明 通学路等での安全対策について
成城警察	平成30年6月11日（月） 10:00～10:30	<ul style="list-style-type: none"> 世田谷区の公共交通不便地域対策について 砧地区での取組みについて
	平成30年7月27日（金） 10:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 運行ルートの特徴等について
	平成30年9月27日（木） 10:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 運行ルート、バス停の説明 通学路等での安全対策について
	平成30年10月29日（月） 10:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> 実査での課題確認

1. 交通管理者との協議(運行ルート上の課題)

- 交通管理者との実査に先立ち、車両制限令の抵触区間や通学路にかかわる運行ルート上の課題をまとめ、課題箇所に応じた対策案を交通管理者に提示した。

● 運行ルート上の課題



1. 交通管理者との協議(運行ルート上の課題)

●対策案① (ハード面)

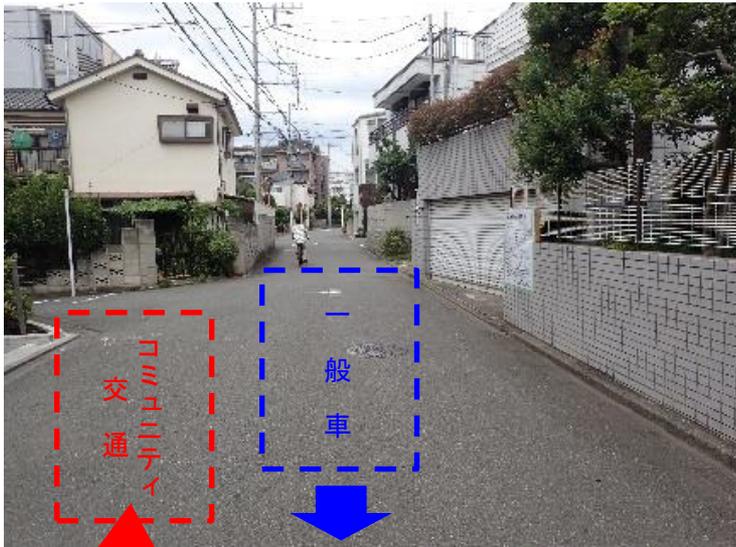
対象箇所	対策案	対策イメージ	対象箇所	対策イメージ	対策イメージ
通学路	①路面標示シートの設置		運行車両	⑤車両へのLED表示板の設置	
	②通学路標識(電柱)の設置				【表示例】
車両制限令抵触区間	③乗務員の運転マニュアルの作成	※次頁参照			
	④カーブミラーの設置				

1. 交通管理者との協議(運行ルート上の課題)

●対策案② (ソフト面)

【車両制限令の抵触区間が短い場合のすれ違い方法】

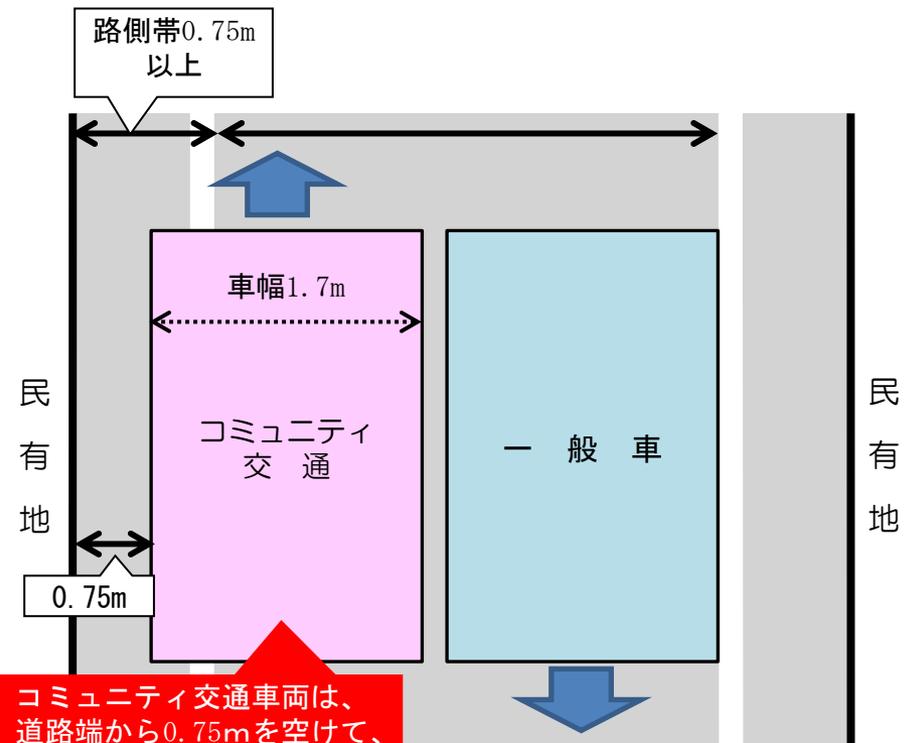
- 目視にて対向車の有無を確認し、対向車がいる場合には、コミュニティ交通車両は、広いスペースで対向車が通過するまで停車する



コミュニティ交通車両は、広いスペースで停車

【車両制限令の抵触区間が長い場合のすれ違い方法】

- 車両制限令に抵触する区間において、路側帯の幅員が0.75m以上ある場合には、コミュニティ交通車両は、道路端から0.75mを空けて対向車が通過するまで停車する。
- 上記のすれ違い方法を盛り込んだ運転マニュアルを作成し、安全運転を徹底する。

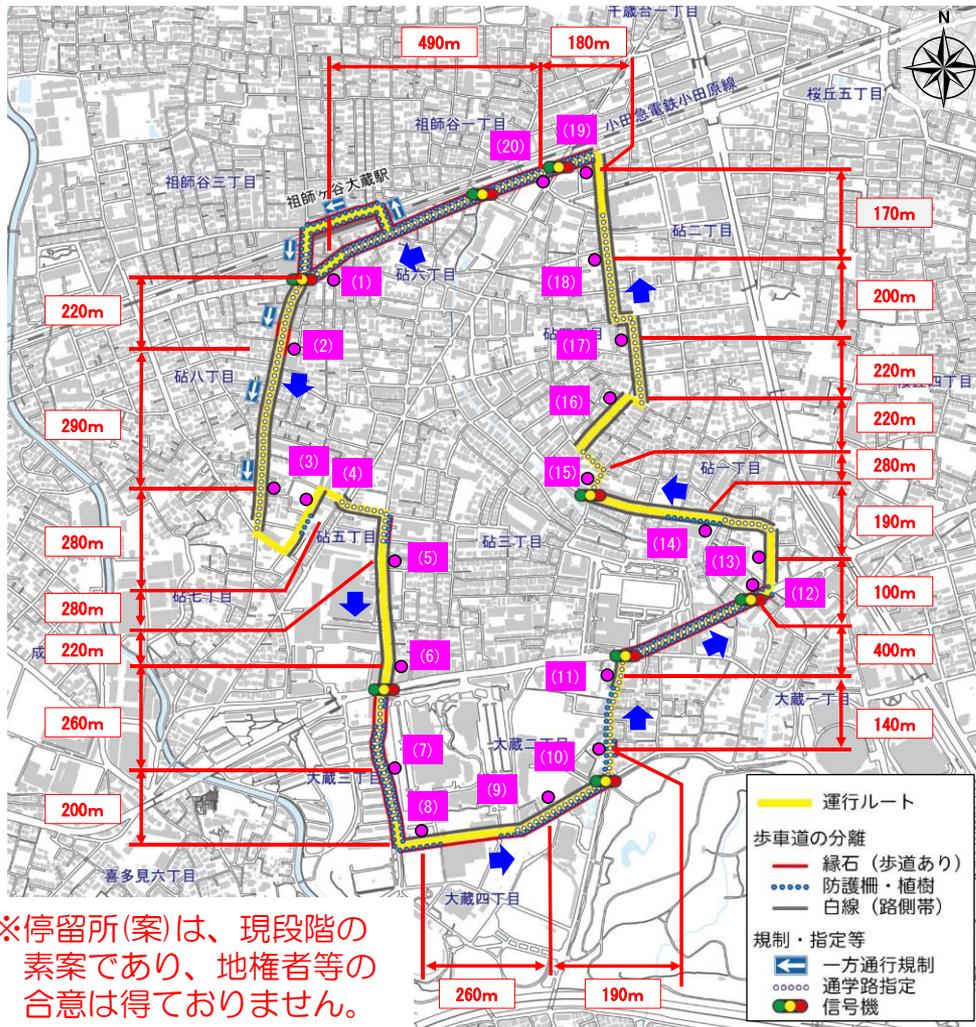


コミュニティ交通車両は、道路端から0.75mを空けて、対向車が通過するまで一旦停車する。

2. 交通管理者との現地確認

- これまでの勉強会等での意見を踏まえ、以下のルート(案)、停留所(案)で交通管理者との現地確認を実施した。

● 砧地区コミュニティ交通の運行概要(案)



交通管理者との現地確認

実施日

平成30年10月19日(金) 9時30分～

出席者

警視庁：1名、成城警察署：1名、
世田谷区：3名、コンサルタント：2名

想定車両



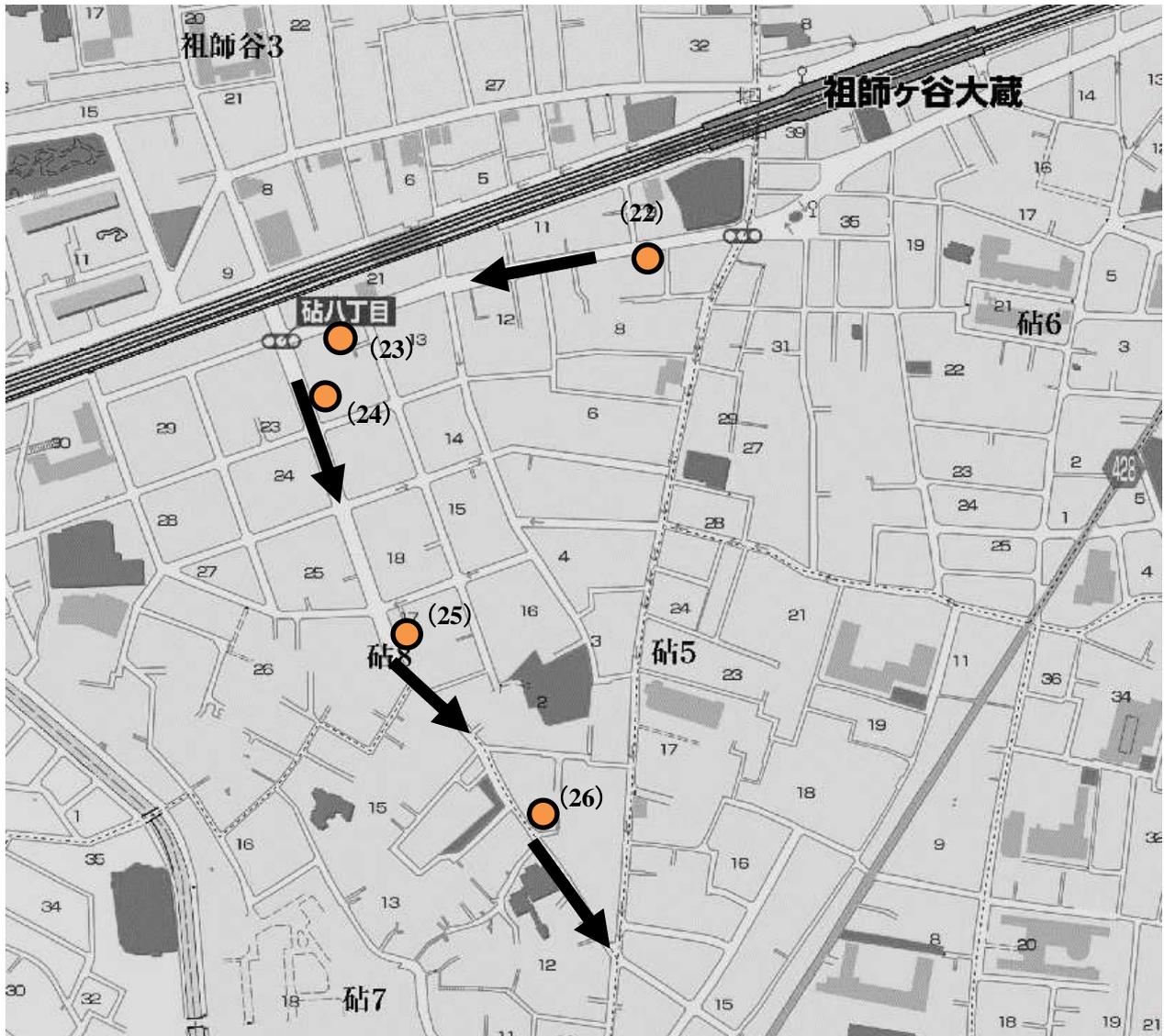
全長×全幅×全高
5,080×1,695×2,285(10人乗り)

運行時間帯	9時～18時
ルート延長	4.8km
運行便数	15便/日(約36分間隔)
運行形態	片回り循環(反時計回り)

※停留所(案)は、現段階の素案であり、地権者等の合意は得ておりません。

砧8丁目經由ルートにおける停留所候補地

<全体図>



停留所(案)の評価結果		
設置可		● (Blue)
要検討	課題大	● (Orange)
	課題小	● (Green)
設置不可		● (Red)

※上記ルートの停留所設置箇所は素案であり、交通管理者との協議は未実施です。